別表十七㈢の五の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の７第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、租税特別措置法施行令第39条の18第１項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に規定する個別計算外国法人税額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈢の五の記載要領第11号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の３第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」及び「又は令和２年旧措置法施行令第39条の120の７第１項（外国関係法人の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する令和２年旧措置法施行令第39条の118第１項」を削る。

別表十七㈢の六の表を次のように改める。